

I 調査の概要

1. 調査の目的

パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した処遇の考え方を具体的に示したパートタイム労働指針が平成15年8月に改正されたことを踏まえ、その後のパートタイム労働者の実態を把握する。

2. 調査対象時期

平成17年9月1日現在

3. 調査実施期間

平成17年9月10日～10月10日

4. 調査対象

(1) 事業所調査

以下の条件を満たす13,000事業所

- ・全産業
- ・全 国
- ・常用労働者を5人以上雇用する事業所

(2) 個人調査

査票を送付した事業所に勤務するパートタイム労働者。

ただし、1事業所当たり2名。

5. 調査方法

通信調査

6. 回収状況

(1) 事業所調査 : 有効回答数 2,821件 (有効回答率21.7%)

(2) 個人調査 : 有効回答数 4,347件 (有効回答率16.7%)

7. 調査結果のポイント

(1) パートタイム労働法や指針の周知状況

パートタイム労働法やパートタイム労働指針について、「内容までよく知っている」とする事業所が16.0%、「内容についてある程度知っている」とする事業所が55.9%となっている一方、「内容は知らないが名前は知っている」とする事業所が22.1%、「名前も知らない」とする事業所が2.7%となっている。(事業所調査Ⅱ 27)

(2) 雇用管理の状況

グループリーダー、主任、管理職といった責任ある地位に登用しているパートがいる事業所は10.5%、正社員への転換制度がある事業所は47.3%となっている。(事業所調査Ⅱ 14、18)

また、厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」(以下「13年調査」という。(※))の調査結果と比較した場合、採用時に書面によって労働条件を明示している事業所の割合(83.7%(13年調査40.2%))、手当や各種制度のパートへの実施率(「通勤手当」87.9%(同66.6%)、「雇入時健康診断」55.9%(同17.8%)、

「定期健康診断」87.9%（同51.4%）、「社内行事への参加」81.5%（同59.6%）など）、短時間雇用管理者の選任率（44.8%（同17.4%））は上昇している。（事業所調査Ⅱ 15、20、25）

(3) 基幹パートの賃金の状況

職務が同じ正社員と比べて賃金が「低いと感じたことはない」とするパートが16.6%、「低いと感じたことがあるが納得できる」とするパートが41.1%、「低いと感じたことがあり納得できない」とするパートが26.8%となっている。（個人調査Ⅲ 8）

(4) 「正社員のパート」の賃金の決定方法や賃金水準

職務が正社員とほとんど同じで、かつ、正社員と人材活用の仕組みや運用が実質的に異なるパート（いわゆる「正社員のパート」）について、正社員と基本給の決定方法が「同じ」とする事業所が11.6%となっている一方、「一部のパートは正社員と異なる」、「ほとんどのパートは正社員と異なる」、「正社員と同じパートはいない」とする事業所は、それぞれ、10.7%、18.7%、39.8%となっている。（事業所調査Ⅱ 8）

また、職務が正社員とほとんど同じで、かつ、正社員と人材活用の仕組みや運用が実質的に異なるパート（いわゆる「正社員のパート」）がいる場合の正社員と比べた賃金水準については、「ほぼ同額」とする事業所は14.5%である一方、「9割程度」、「8割程度」、「7割程度」、「6割程度以下」とする事業所は、それぞれ、12.8%、24.4%、19.9%、8.5%となっている。（事業所調査Ⅱ 9）

※13年調査との比較は、調査方法等が異なること（13年調査は、調査員による実地自計であり、有効回答率が事業所調査76.6%、個人調査76.1%となっているなど）から、あくまで参考である。